

文教委員会会議録

平成18年9月27日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:13

○ 委員長

只今から文教委員会を開会いたします。「議案第105号 飯塚市文化振興基本条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 文化課長

議案第105号 飯塚市文化振興基本条例について、補足説明をさせていただきます。この条例は平成13年12月、国において文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための文化芸術振興基本法が公布、施行され、その第4条で地方公共団体の責務として、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する、と規定されていることを受け、飯塚市の文化行政の基本方針を示す条例として定めようとするものでございます。旧・飯塚市では平成14年12月に飯塚市文化振興基本条例として議会の議決を受け、施行されたところでございますが、1市4町の合併に伴い、現在失効いたしております。文化振興基本条例が失効するにあたってはこの条例に基づき設置された文化振興審議会において、旧・飯塚市長に対し、新市発足後、新たな市長が決まった際には、速やかに飯塚市文化振興基本条例を制定していただきたい、という要望書が提出された、という経緯もございます。飯塚市におきましては、この法律が制定される以前から文化に関する多種多様の振興策を講じております。コスモスコモンや歴史資料館といった文化・歴史施設、コミュニティセンターや公民館などの生涯学習施設の整備などを進めるとともに、さまざまな講座や教室、学習会などを開催しております。また、教育文化振興事業団を設立し、コスモスコモンにおいて芸術性の高い自主文化事業を展開しております。そのほか、若い音楽家を発掘・育成します新人音楽コンクール、日ごろの文化活動を発表する総合文化祭、各地域における公民館サークル活動などが開催され、市民の参加・鑑賞の機会に取り組んでおります。また、伝統的文化の保存につきましても古代から中世の遺跡を発掘いたしまして、その展示・公開を行っております。無形民俗文化財として、大分の獅子舞や綱分幡宮の御神幸祭が県の指定を受けて地域で継承されております。さらに、旧・伊藤伝右衛門邸の保存・修復が進められております。こうしたことで本市の重要な施策の一つであります、文化振興をさらに推進するために、旧・飯塚市文化振興基本条例を骨子とした飯塚市文化振興基本条例を制定し、文化の担い手は市民である、自主性と創造性は最大限に尊重される、といった基本原則、市の役割や文化振興施策の基本事項などを規定することによって文化の継承・発展、生涯学習の推進、人材の育成などに努め、心の豊かさが実感できる新生・飯塚市を実現しようというものでございます。なお、本条例を上程するにあたりましては、旧・飯塚市の文化振興審議会の会長や1市4町の文化関係団体に旧・飯塚市文化振興基本条例を提示し、ご意見を伺い、上程させていただいております。

次に、条文の中について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。議案書の2ページをお願いいたします。条例制定の主な内容といたしましては、本文に入る前に、前文をおいております。この条例を制定する背景や趣旨、考え方などを明記したものでございます。第1条は目的でございます。文化振興に関する施策の基本を明らかにし、心豊かな市民生活、及び活力ある飯塚市の実現に資することを目的として掲げております。第2条が基本原則でございます。文化を創造し、守り、育てていく主体はあくまでも市民一人ひとりであり、市民は自由に文化活動を行い、表現する権利を持っていることから、市民が文化の担い手であること、自主性と創造性の尊重、何人も文化の内容に介入・干渉してはならない、という基本原則を明らかにしたものでございます。第3条は市の役割でございます。市の役割を4項まで設けております。第4条は事業団の役割、第5条は市民の関心、及び理解を掲げております。第6条は民間

団体等の役割。これは民間団体等というのは事業所や文化団体、文化連盟とか、そういったものが入りますけれども、そうした団体等は地域の文化振興の重要な構成員としての活動や支援に期待が高まってきておることから明記いたしております。第7条から4ページの第12条までは、市が行う文化振興のための施策を定めたもので、第7条の文化の創造・発展から第12条の青少年のための文化の振興までの6件、文化振興のための施策ということで掲げさせていただいております。第13条は文化振興審議会の設置を規定したもので、市長の諮問に応じ、文化振興施策に関する重要事項を調査・審議するため、飯塚市文化振興審議会を設置する、ということをお定めております。また、第2項では諮問事項の調査・審議にとどまらず、意見を述べるように定めたものでございます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

この条例が改めて提出されたわけですが、内容的に特に申し上げるところはございません。ただ、こういう条例が往々にして出てまいりますけれども、作っただけでは何もならないわけで、これがいかに実効あるものにするかということが課せられた課題であろうと思っております。そこで、例えばですね、具体的にお尋ねいたしますが、例えば8条で「保存の後の伝統的文化の継承発展のための必要な施策を講ずるもの」という抽象的なことですが、具体的にそういう伝統文化の継承のためにどのような、具体的にですね、どのような施策を講じていかれようとするのか、お尋ねいたします。

○ 文化課長

第8条につきましては伝統的文化の保存等について定めたものでございますが、歴史資料館、郷土資料館等での古文書、遺物等の保存・展示はもちろんですが、地域に散在する文化財の保存・管理、それから獅子舞であるとか、御幸祭であるとか、慣習化した伝統的な祭りの保存・継承、そういった伝統的な文化の継承に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 永露委員

言葉としては分かるんですが、例えばそういう各地域にある伝統文化がございまして、いろんな形で獅子舞とかいう、そういったものを含めてたくさんあるんですけれども、そういったところの継承するための必要な施策ということになってきますと、当然一体化して財政的な支援等も当然出てくるわけですが、特にこの次の10条におきましても同じことになるんですけれども、「人材の育成」ということ。こういう地域の伝統文化の継承ということに関しては、後継者不足、後継者難ということで、今までずっと長い間やってきたものが途絶えるということがあちこちに見られております。こういうものに対しても具体的な支援をするということになると、言葉だけではなくて具体的な施策が必要になってくると思うんですけれども、どういったことを考えておられますか。

○ 文化課長

この文化基本条例を定めた目的と申しますか、この件からお話をさせていただきたいと思っておりますが、実はこの基本条例につきましては、あくまでも条例が個別の条例ではなくて基本条例ということで、いわゆる方針を示す条例を定めさせていただいております。そして、この中の第13条で「審議会というものを設置する」というふうにお定めております。実はこういった具体的にどういった施策をどう進めていくか、こういったものを審議会の中で審議をしていきたいというふうにお定めております。先ほどのご質問にありましたように、文化振興人材の育成、いろんな施策があると思っております。これにつきましても、具体的に何をどうしていく、ということをおわれわれの行政側としても当然考えておりますけれども、それをどう実施していくか、どう方向付けをしていくか、こういったものを審議会の中でこれから詰めていきたいというふう

に考えております。

○ 永露委員

今回、これは合併に伴って失効したものが今度、再度、内容的にはほとんど同じに近いだろうと思うんですけども、出たわけですけども。それでお尋ねいたしますが、この条例は旧飯塚市において制定されておったんだろうと思うんですけども。お尋ねしますけども、これはいつの制定だったんですかね。

○ 文化課長

平成14年10月でございます。

○ 永露委員

としますと、旧飯塚市において4年ほどこの制度が活かされておったわけですよ、この条例が。その中でもおそらくこういう、例えば伝統文化の継承等が掲げられてあったんだろうと思うんですけども、その間において例えば今言われました、審議会等で具体的な施策については話し合っていて決めていくということですけども、その4年間で具体的にどういうものに対してどういう施策を講じたということを具体的にお示し願えませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:14

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

たしかに平成14年に文化振興条例ができて、その後文化振興審議会、これを毎年1回程開いております。その中では具体的な方策等々はあまり議論等は出ておりません。その中で、一応コスモスコモンの文化活動とか、飯塚市の文化活動の現況等々を報告いたしまして、それに対してご意見等を伺っております。現在までの状況は、旧飯塚市の状況はそういう文化審議会の内容でございました。

○ 永露委員

往々にしてこういう条例が出されて、条例そのものに何も異論を唱えるわけでもなんでもないんです。すばらしいことなんです。ただ、こういうものが、いわゆる精神条項として出てくるものが多いんですよ。じゃあ、せっかく作った条例に伴って審議会なりが具体的な施策についてこういうものをやっぺいこう、と。こういうものに対して助成していこう、とかそういう具体的なものがほとんどなされていないんです。だから、せっかく合併後に新しくこういう条例が出されて、精神論だけではなくて具体的に今各地におかれている伝承的な文化等が、伝統的文化がね、消えていくのが結構あるんですよ。せっかくのものが。そこにはやっぱりここに掲げられているような後継者難とか、財政不足とか。お金の面とか、人材の面とかで、いろんな問題でせっかくの文化が残されていくべき文化が、伝統文化が消えていくといったことがたくさんあるんで、もっと具体的にそういうところに目を向けて、こういうものが本当に、絵に描いた餅にならないように、具体的に実効あるものの条例に活かしていただきたい。そのことだけを要望しておきます。

○ 本田委員

日本共産党の本田文吉です。議案105号 飯塚市文化振興基本条例に賛成の立場から、3つほど質問いたします。

飯塚市文化振興条例の中で、前文に「文化を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。これまで先人が培ってきた芸術文化や伝統的な文化を継承し、発展させ、獨創性のある文化の創造を促進することは緊要な課題である」

と明確に位置づけ、続いて目的の第1条で「文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある飯塚市の実現に資する」と書かれています。そこでお尋ねいたします。今、私が述べました、文化的な環境といい、緊要の課題といい、心豊かな市民生活と言うならば、わが党の川上議員の介護保険と行政改革に対する一般質問、また、楡井議員の議案109号国保条例一部改正に対する反対討論で明らかになった、市民が求める市民本位の行政改革とは程遠く、高すぎる国民健康保険料、生活を根底から脅かす介護保険料、それに追い討ちをかける医療費の負担増など、まさに社会的弱者をいじめ、切捨てにつながるものであります。文化的な環境づくり――

○ 委員長

本田委員、ちょっと質問が逸脱をしてないでしょうか。

○ 本田委員

つながります。ちょっと聞いてください。

緊要の課題としての位置づけ、心豊かな市民生活の実現のためにも、市民の暮らしと福祉の向上と一体のものとして、この飯塚市文化基本条例の振興を考えていくべきだと思います。またそうしないと、永露委員が指摘しましたように、絵に描いた餅に終わってしまう危険性が高いにあります。ですから、市民の福祉と暮らしの向上と一体のものとして、この基本条例の推進をぜひとも図っていくべきだと考えますので、これはぜひつながっておりますので。その辺のお考えはいかがですか。

○ 原田委員

今のはつながっていませんよ。結局、福祉とかそういったことは確かに大事ではございますけれども、今のこの質疑の中ではですよ、飯塚市の文化振興基本条例についての質疑でございますので。委員長に提案をいたしますが、今のは削除方のほうがよろしいのではないかと思います。

○ 本田委員

何が削除ですか。心豊かな市民生活でしょう。文化的な環境をつくるためには、その点は切っても切り離せないものがあるんじゃないですか。その辺をしないと、今、永露委員も指摘しましたように、絵に描いた餅に終わって、精神的な心構えだけに終わってしまう危険性が高いにあるんじゃないですか。それは何も削除される必要はないと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:21

再 開 10:25

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 文化課長

先ほどの市民の暮らし、心豊かな飯塚市のために、この条例で何をするか、というようなご質問だと思います。新・飯塚市につきましては1市4町合併いたしまして、それぞれの地域でそれぞれ伝統的な文化があり、それぞれの地域で芸術・文化活動してきております。新市になりまして、新たに融合した新・飯塚市の文化の創造、あるいは地域に伝統的に残るものは残していく。そうした基本的な方向性といいますか、何をどうしていくかというようなことを、これから条例が議決いただきましたならば、審議会を立ち上げまして、そこでいろいろと審議して、そこに住む人たちが心豊かな生活ができるような飯塚市を目指していきたい、とこのように考えております。

○ 本田委員

次の質問に行きます。人材の育成の中で「文化振興のための人材の育成」とありますが、文

化芸術の創造、鑑賞、普及、発展は人間を抜きには考えられません。そういう中で、人材の育成は大切であろうかと思っておりますので、どんな人材の育成を考えてあるのですか。具体的にお答えください。

○ 文化課長

この文化基本条例におきましては非常に幅の広いところがございますけれども、文化振興のために文化の創造、発展、伝統文化の保存、こういったところの後継者の育成、それからさらに語学、国際感覚を培うなどの目的での中学生、高校生の人材育成、市民が学術文化、生涯学習、いろんな分野における活動をしていく人材、あるいはそれを支えていくボランティアの育成、そういったものを含んでおります。

○ 本田委員

では最後の質問でお願いします。高齢者、障がい者などのための文化の振興とは、これは大変大切な視線だと私も思います。そこで、環境の整備、その他必要な施策とはどんな環境の整備、施策を考えているのですか。お答えください。

○ 文化課長

この条例では最初に申しましたように、これは基本条例ということでございます。ですからあくまでも方向性を示す、というところでご理解をいただいた上でお答えをさせていただきたいと思っております。高齢者、障がい者等が文化活動を行っていくためには、それらのいわゆるインフラ整備といいますか、バリアフリー化であるとか、そこに行くための公共交通の整備であるとか、そういったものを整備していきたい。さらにご婦人の方が文化活動を活発にしていくためには一時保育といったような託児制度の充実であるとかそういったものまでも念頭に入れて、今後その方向性を定めていきたい、というふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第105号 飯塚市文化振興基本条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。永露委員から「教育現場の現状と課題について」所管事務調査をした旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

○ 永露委員

大変貴重な時間を拝借いたしまして、大変恐縮しておりますが、ただ、今、学校現場でたくさんの方の問題を抱えております。ただ、私どもの文教委員として、これらの問題について議論をする場を与えられておりませんので。ただ唯一、今回の所管事務調査の場でしかこういう問題についてお互い議論を深めるという場を与えられておりませんので、あえて今回所管事務の調査ということで質疑事項を提出したわけでございまして。いわゆる学校現場がいろんな問題を抱えておりますことについて、具体的に教育委員会と少し議論をさせていただきたい、というところでの所管事務調査のお願いでございます。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「教育現場の現状と課題について」所管事務調査を

行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「教育現場の現状と課題について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「教育現場の現状と課題について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

○ 永露委員

できるだけ時間をとらないように、簡潔に行いたいと思います。まず、先日9月22日の報道ですか、いわゆる東京地裁の都教委に対する判断が示されました。いわゆる国旗国家の強要及びそれに基づく処分は違憲であるという判断が示されたわけですが、まず教育長、この結果を聞かれてのご感想をお聞かせください。

○ 教育長

去る9月21日だったと思いますが、東京地裁の判決がありました。国旗国家の強要・強制は違憲だ、というような形で判決が出たと思っております。国旗国歌に対しましては、既にもう法律ができて認定されているわけですので、判決そのものについて私がどうのこの、というのは避けさせていただきたいと思っておりますけれども、多くの場面で、特に学校現場の場面で、いろいろ意見が分かれてきて子どもたちにもいろんな影響を与えてきたいというこの事例がありますので、それを踏まえつつ、今度の地裁判決は判決として受け止めつつ、われわれは一つの教育基本法に基づき、さらには学習指導要領という法的に決められた制度の中で教育行政を進めているわけですので、今後もその判決は判決として受け止めながらも、その決められました基本法なり学習指導要領に決められた内容で学校を指導していきたい、というふうに思っております。

○ 永露委員

確かにこれは1審の段階でございますので、石原知事は当然控訴する、ということをおっしゃっております。まだ結論が出るには先の長いことだと思うんですけども、それにしてもこういう裁判所の判断等が具体的に示された、ということは教育現場においてはいろいろ重いものがあると思うんですね。そこで、お尋ねいたしますけれども、例えばこれまで飯塚市における入学式、卒業式等における国旗国歌の取り扱い等についてはどのようにされておりましたでしょうか。

○ 教育長

直接まだその場面に遭遇していないんですけども、間違いなく学習指導要領の中にこういう入学式、卒業式等の中では国旗を掲揚し、国家を斉唱する、という言葉がございますので、その形でたぶん学校は指導していたと思っておりますし、これからもそういうようにしたいと思っています。

○ 永露委員

それではお尋ねいたしますが、例えばこれまで入学式あるいは卒業式等で今のようなこれまでの学習指導要領にしたがって国旗国歌の取り扱いをされてきた、ということであろうと思っております。ただその中で、詳しく分かりませんが、例えばそれに反対というか反対の立場を取られる方もひょっとすればおられたかも分かりませんが、そのような場合の、例えば教師等に対する対応等はどのようなものでありましたでしょうか。

○ 教育長

たぶん、国旗国歌については気持ちの上では賛成するとか賛成しないとか、それは個人的にはあると思います。ただ、学校の教員としての立場からいけば、やっぱり国のほうで示された教育行政の一つの流れの中で、それを守っていくという、それはあると思いますので、入学式・卒業式の中では、個人的にはあっても、現実には立って歌うか歌わないかのところまではよく分かりませんが、立って一応整然と卒業式なり入学式があった、というふうな受け

止めております。

○ 永露委員

それでは、そのような事例はこれまではなかったということですか。

○ 学校教育課長

今までにそういう事例はございません。

○ 永露委員

明快な答弁ありがとうございます。それでは、この問題についてはいいんですけれども、次にですね、今、学校が抱えている問題の中で、対子どもに関することももちろんですけども、最近では、例えば教師と保護者の間の問題等がたくさん出てきておるんです。この問題については、今年の8月に教師に対する全国の研究集会が行われました。その中で示されておりまして、例をちょっと示させていただきたいと思うんですけども、例えば最近親が学校に求めることの内容が非常に狂ってきておるんです。本来そういうことを求めるべきじゃないことまでも、例えば保護者のほうから学校・教師に対して求めてくるということがたくさん出てきておるわけです。それに対して教師としては対応しきれないという状況がたくさん出てきておるんです。それで、例えば具体的に申し上げますけれども、例えば学校で禁止されている茶髪とか金髪とかそういうものに対して当然教師としては黒く元に戻しなさい、という指導を恐らくされるんですけども、そういう指導をしても親が出てきて、黒く染め直す金を出せ、とか言ってくるんです。別の例として、子どもが学校の校庭で石を投げて故意にですね、ガラスを割る。親は何と言うかという、と、「校庭に石があるのが悪い」と言うんです。おかしな話ですけども、現実問題としてこういうことが起こっておるんです。例えばもう少し挙げますけれども、学校において基本的には携帯電話の持ち込みは禁止されて、最近では認めてあるところもありますけれども、携帯電話の禁止をすると、「持って来なさんな」ということをやると、「基本料金を日割りで払え」とかですね。もっと極端例になると「子どもが朝起きないので先生起こしに来てください」とか、「風呂に入らないから入るように言ってください」とか、笑い話になるようなことがたくさん現場では起こっているんです。極端な話がですね、学校の近くにスーパーができた。子どもが万引きしたらどうするか。「なんとかしてください」と。それを学校に言うてくるんです。今、少し極端な例を挙げましたけれども、こういう事例が全国の学校現場の中でたくさん起こってきておるんです。これらの問題について、本来ならば学校とは無関係のことですので、学校側としては即座に拒否はできるんですけども、ところが現実問題として教師は親に対して「そこまで出来ない」と言う。そしてそこで教師がいろんなストレスを抱え込んで病気になって休んだりとか、そういうことだってあるんですけども、こういう問題に対して、現在の教育委員会としてはこういう問題が直接的に挙がってきているかどうか分かりませんが、おそらくありうることでありますので、どのような対応をなされてきたのか、また、これからなされようとされるのか、お聞かせください。

○ 教育長

今、委員の言われます、教師と保護者のそういうトラブルは本当、数限りなくというか、しょっちゅう起こっています。現実の中でもいくつもまだ抱えている問題があるわけですけども、言われるように、学校のほうで直接的にですね、保護者を指導するところまでは非常に現実的に難しい問題があります。「自分の家庭の方針だ」というような形で言われる場合もあるわけですけども、そういうふうに言われたときにですね、その家庭の教育方針まで変えられるかどうかというのは非常に厳しいところがありまして、そういう意味で教師にいろんな意味でストレスがたまっている現実があると思っています。そこまで言われたらやっぱり何でそういう風な形になったか、とかですね、それから今の子どもたちの現状等についてもやっぱり考えていかなければならない、と思うんですけども。ちょっと少しさかのぼるかも分かりませんが、われわれが育ったころ、よく言われますけれども、ものがない時期でした。そ

のころ、そういう目に子どもたちを合わせたくないというようなことで、経済的な豊さも起こってきたかと思えますけれども、かなり過保護に育てたと思うし、教えるべきことを教えなかったといいましょうか、放任的な子育てをやってきたんじゃないかな、というようなこともあります。そういうことで、今の子どもたちが非常に過保護の中で育ってきて自分のことも自分で出来ない、といいましょうか、そういうふうな子どもたちが非常に育ってきている。私は二十数年前に県下8000人の子育ての調査をした、たまたまそれにめぐり合わせたことがあるんですけども、そのときに一緒に調査をした大学の先生が「森本さん、この子達が親になったときには大変な世の中になるよ」ということを言われてですね、それ以来私の頭からずっと離れません。そのことが今の子どもたちを見ておりましたら、今の子どもたちの親がそのときの調査の対象だったんですよ。ですから、当然起こるべくして起こってきているというのが裏にあると思っています。ですから、そういう実態がございますので、じゃあ学校の先生は「もうそこまではできませんよ」というふうに言っているのかどうかというのが、正直言って私の今の立場だと思っています。家庭のしつけまでは家庭で今できていないという現実があるとするならば、そのしつけが出来ることが子ども達の学力向上にも結びつく、という、そういう一面も非常にありますので、やっぱり学校は家庭がそういう状況であるほど、やっぱり学校としてその分野も一面としては抱えこまなければいけない現実が来ている。ただ学校の先生が今それを抱え込むことが出来ないとするならば、学校の先生はやっぱり地域の人たちとか保護者の方々と一緒に手を組んで、そういうものを何らかの形で対応していく方策を作っていないといけない。それを支えていくのがわれわれの仕事だろうというふうに思っております。ちょっと長くなりましたけれども、そういう意味で学校の先生と親とのコミュニケーションのとり方の問題とかいろいろ課題はあるわけですが、家庭がそういう事情でございますので、そういう事情であるとするならば、これから先の次代を担う子どもたちの育成を考えたときに、それは放置できないことではございまして、学校の先生いわゆる教育のプロとして、直接抱え込むんじゃなくても何らかの方法で施策を講じていく。それをわれわれと一緒に講じていかなければいけない、今そういう時代が変わってきたと、なってきた、というふうに思っていますし、それをしっかり踏まえて教育行政を進めていかなければならない、というふうに思っております。ちょっと長くなってすみませんでした。

○ 永露委員

今の話を突き詰めていきますと、最終的には教育基本法までいってしまいますので、もうこの程度でやめておきます。

次にですね、これも新聞報道がなされておりました。非常にセンセーショナルに報道されておりました。ここ最近の小学生による教師に対する暴力等が非常に増加しているということが新聞報道でなされました。9月14日付けですか。各紙出されておりましたけれども、まず飯塚市の現状をどのように認識・把握をされてありますか。

○ 学校教育課長

ただいまのご質問でございしますが、飯塚市内の実態で見ますと、昨年・一昨年ですね、平成16年度で1件です。問題行動が1件。対教師暴力は0です。それから、平成17年度で、3件。うち対教師暴力は0になっております。これは小学校でございまして。それから中学校では平成16年度で、51件飯塚市内で起きております。うち対教師暴力が4件。平成17年度で23件。うち、対教師暴力が1件となっております。

○ 永露委員

飯塚市においてはそれほど顕著なものはない、という今のご説明ですけれども、当然今後の問題としてはきちんと考えて、私も、対応策等も考えておかなければならない、というふうに考えております。そこで、この根幹のいわゆる体罰問題ですね。まず、基本的なことをお尋ねしますが、なぜ体罰は禁止されているのですか。

○ 教育長

学校教育法の11条の中で体罰は禁止するという項目がうたわれておりますので、それが根拠になっております。

○ 永露委員

それはわかっております。ただその法律で決められておりますから禁止なんですよ、というそういうものの言い方ではなくて、法律がそこで体罰を禁止せざるをね、そういう文言を使って表現せざるを得なかった裏の問題、その底辺のことについて。あなたも教育者として長くされてあるんですから、その点についてのご見解をお伺いしたいと思っているんです。

○ 教育長

すいません。学校教育法は昭和22年にできあがった、24年ですか、出来上がった法律なので、そのときからその11条というのはそういうふう書いてあったんですけども、われわれが育ったころはなんであの法律があったのに、われわれは叩かれたんだろうって思うんですけども、そのときはたいした問題ではなかったんだと思いますし、でも今はやっぱりそういう対子どもへの暴力行為、体罰等が加えられましたら、ご承知のように裁判等の中でもほとんど加えた方側の教師がいわゆる、負けるというような状況が起こってきておりますので、だんだんやっぱりそういう状況が積み重なってくると、手が当てられない。体罰とは何か、という問題もあるわけですけども、非常に指導がしにくくなったと思っています。体罰そのものはやっぱりよくないと思いますけれども、今の子どもたちが育った現状から言っていきますと子どもたちに対する訓練といいたいでしょうか。一人前になるためのいろんな場面場面で伸そういう子どもたちを鍛えていく、という場面はやっぱりいるのではないかな、と思っております。体力も非常に弱くなってきておりますし、我慢する力もなくなってきている子どもたちの現状でございますので、学校の中に体罰とは違った意味でのいろんなしつけも含めた、そういう子どもたちを鍛えていくという場面が今後必要になってくるというふうに思っておりますので、そういう面はやっぱりこれから先いろんな形で、学校と話し合いしながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

○ 永露委員

もともと体罰禁止という発想に関しては、いわゆる教師は大人、児童生徒は当然子ども。いろんな意味で肉体的にも、例えばその立場、教える側、教えられる側という立場。そういうことから、強い立場にあるものが弱い立場にあるものに対する一方的な暴力行為を禁止するという、そういう発想の中でこの法律ができたんだろうというふうに思っております。ところが、今はもう時代は変わって、それからもう数十年経って、半世紀近くたって体も大きくなりました、子どもたちの。特に女性教師に関しては、全くいろんな意味で立場が逆転しておるんです。女性教師のほうがいろんな意味で弱い立場に、特にね。男性もそうですけれども特に女性教師の場合には特に弱い立場に、肉体的にもいろんな意味からも弱い立場になった。そして、今言う体罰禁止ということ子どもたちが最近知恵を働かせて逆手にとってくるんです。どんなことをやったって先生は手出しできないというね、私に言わせれば悪知恵ですけども。この知恵を出して向かってくるんですから、先生たちはどうしようもないんです。もろに言うんですよね。「手を出せ。出してみろ。教育委員会に言うぞ。首にしてやるぞ」。そういう状況の中で、何をされても耐えるしかないんです、先生方は。そういうしがらみの中で、というのが現状なんです。それが今回、後でまた報告されるかと思っておりますけれども、逆体罰が、僕に言わせれば逆体罰ですね。生徒側から教師に対する暴力行為が野放しで増えてきておるんです。そういう状況の中で先生たちがストレスを抱え込まないというほうがおかしいんです。そういう状況を教育長はどのように把握されておりますか。

○ 教育長

おっしゃるとおりですね、現場では逆に挑発されるというのでしょうか、そういうことすら

現実には起こっているというのがあります。後ほど管内の中学校で起こったことについての内容説明を申し上げますけれども、その場合もほとんどそれに近い状況でございました。私たちはやっぱり教育委員会として子どもたちを守らなくちゃいけないわけですが、あわせて学校で指導している教師も守らなくちゃいけない、というのが私たちの立場だというふうに思っています。両方守るために何をしなければいけないか、ということで現実に体罰をして、先ほど言いましたように裁判との中で、やっぱり体罰は行き過ぎている、ということでいろいろ判決が出てきておりますので、そういう意味で学校の教師が非常に弱い立場になってストレスがたまっているという現状もございますけれども、子どもたちの指導については徹底して指導をやっつけていかなければいけない。そのためには先生方はプロとして英知を集めて子どもたちの指導をやってもらえるように教育委員会としてもお願いし、また指導もしていきたいと思っておりますけれども、現実にはそういう問題を抱えておりますので、今後とも体罰じゃない形で子どもたちの指導は怠ってはいけません。合わせてそういうふうに手も足も出ないような状況でストレスだけ溜めているその教職員に対しましては、何らかの形で、もちろん病気治療という問題もあるわけがございますけれども、教育委員会としてはやっぱりその人たちを守る、という立場でいろんな施策を考えていかなければいけない、というふうに思っております。

○ 永露委員

次に校区制の問題について若干お話を聞きたいと思うんです。これはもう全国的に例えば東京都品川区等でも実施されておりますし、いわゆる通学校区の廃止ということで、幸いにも新しくなられました市長も教育問題については非常に造詣の深い方ですので、そういう意味では教育長もあることやることについて、こういう市長がおられることは非常に心強いことだと思うので、積極的にいいことについては進めていただきたいと、このように思っておりますけれども、幸いなことに教育長は旧・穂波のご出身であります。穂波では中学校においてフリー制ですか、通学校区制の廃止を実施されておったということで、非常に私も興味を持っておったんですけれども、まず具体的に教育長よくご存知でしょうから、穂波のこの校区制についての経緯なり、例えば実際にやった結果でのメリットなりデメリットがいろいろ把握されておるんだろうと思いますので、少しお話をさせていただきませんか。

○ 教育長

私はもともとが教育畑の中でも社会教育の仕事を長くやってきたものですから、そのことがしつかり私自身の中に染み付いているところがあるわけですが、社会教育のいろんな仕事をするときには、常に住民の方々はお客さんとして、社会教育の事業はほとんど選ばれる立場にございました。ですから、選ばれる立場で内容を考えていくというのが私たちの仕事で、それが染み付いていたわけなんで、実は社会教育の仕事をしているとき、正確に言えば篠栗にあります社会教育総合センターにおるときに、平成9年度ですけれども、東京の品川のほうで学校選択性というのが打ち出されました。これは法律でそのような形で弾力的な運用をしい、という法律が学校教育法の改正があって、そういうことができるようになったわけですが、いち早くそういうことがありました。その後東京都品川区の教育長さんとも何回かお会いすることもあったんですけれども、東京の場合は、小学校にあがるときに3割が私学に子どもたちが行くんだそうです。小学校から中学校にあがるときに、プラスして1割が中学校に行くんだそうです。そういう現実があるもんですから公立の小中学校がもっともっとしつかりしなければ子どもたちが私学のほうに逃げてしまうという、そういう危機感から学校選択制というのが取り入れられた、というふうに、端的に言えば、聞いております。そういうふうに考えたときに旧・穂波町で実態としては私学に逃げるということはなかったわけですが、現実には旧・穂波町に来たときには荒れた学校もたくさんありましたし、それから学校の校長と教職員との間のぎくしゃくしたものも、かなり現実としてあったわけですが、そのことは子どもたちのいろんな学力面にも影響を及ぼしているという現状がございましたので、ね

らいは子どもたちが学校を移るといふ、自由になってもどんどん移ることを進めるんじゃないかと、とにかく選ばれる立場に学校になってもらいながら学校を活性化していく。ひいて言えば学校の先生方の意識を、明日ひょっとしたら自分の子どもがここに来てくれないんじゃないかな、という感じになったときに学校の先生はどういうふうな立場で子どもたちを見るだろうか。学校のいろんな授業なり行事をどういう形で進めていったらいいのか。そういうことを考えてもらうといいでしょうか。そういう意味では学校の活性化というのを表に出しつつ、学校選択制というのを取り入れていったというのが本音でございます。学校は基本的には選ばれる立場にないわけでございますけれども、でも選ばれる立場になって学校を見直してほしい、という願いで学校選択制を取り入れたというのが現実でした。取り入れるまでにはいろいろございました。子どもが自分の校区から別の校区に行くわけですから、地域が壊れるのではないかと、かということもたくさん言われました。それから、それこそ格差の問題じゃないんですが、特定の人たちだけしか動けないんじゃないかと、とかそういうこともいろいろありましたけれども、そういう中で私は、「動くことが目的じゃありません。選択肢を二つ、もともと校区はあるわけですから、校区があるその学校に基本的に行くことができる。もう一つ、別のところに選ぶという、二つの選択肢を持ってもらうということですよ、ということ、それと同時に裏を返しては、学校で学校が選ばれる、という立場に立って学校を子どもたちのために少しでも活性化してもらう、そういう意味で学校選択制、通学区域の弾力化というのを取り入れるんですよ」ということを力説したつもりでございます。その気持ちは今も変わっておりません。今後、新しい飯塚市としてどういう形で取り組んでいくか、ということについてはいろんな意見も聞きたいと思っておりますけれども、基本的にその気持ちに変わりはありませんし、今後、先ほどから言われておりますように、学校現場はいろんな課題を抱えておりますので、そういう課題を克服していく、という一つの手段ではあるかも分かりませんが、そういうことで、それも逆にわれわれも教育行政を進めていく上での選択肢の一つにはしたい、というふうに思っております。

○ 永露委員

教育問題に対してたくさんあるんですけども、他の委員の皆さん方にご迷惑をかけますので、本日はこれで打ちとめておきます。また別の機会、といいましても開会中の委員会しかありませんけれども、またそういうところで続編をやりたいというふうに思っておりますので、今日はこれにて終わらせていただきます。

○ 他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「市立図書館の休館について」報告を求めます。

○ 図書館長

市立図書館の休館について、ご報告いたします。図書システムの統合及び蔵書点検等の業務、ならびに新システムの試験運用、新システムの調整業務を実施するため、1ヶ月近く市立図書館を休館する予定でございます。現在委託業者と期間短縮に向けて鋭意協議中でございます。詳細につきましては、広報等でお知らせしたいと考えております。今回の統合に伴う、今回限

りだけの休館でございます。利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

報告が終わりましましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「織田廣喜画伯制作絵画の寄贈について」報告を求めます。

○ 文化課長

織田廣喜画伯制作絵画の寄贈についてご報告いたします。平成 18 年 8 月 18 日、元碓井町長松岡俊夫氏を通じて、嘉麻市名誉市民である二科展理事長織田廣喜画伯から絵画の寄贈の申し出がございました。これは、合併により飯塚市、嘉麻市が新たな出発をしたことを祝福するとともに、嘉麻市立織田廣喜美術館創立 10 周年を記念してのもので、8 月 28 日、織田廣喜美術館で飯塚市助役、教育長他、嘉麻市の関係者の出席のもと贈呈式がございました。飯塚市には第 89 回二科展出品作品 300 号という大作の絵画、「森の音楽会」を寄贈していただきました。寄贈いただきました絵は、毎年飯塚市新人音楽コンクールを開催しております飯塚コスモスコモンのエントランスホールに展示いたしております。

○ 委員長

報告が終わりましましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願ひます。

次に、「伊藤伝右衛門邸の市文化財指定について」報告を求めます。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸の市文化財指定についてご報告させていただきます。平成 18 年 8 月 25 日、西谷正九州大学名誉教授を会長とする飯塚市文化財保護審議会を開催し、旧伊藤伝右衛門邸を市の有形文化財、これは建造物でございますが、に指定することについて諮問いたしました。旧伊藤邸は炭鉱主の住宅としての建築的意義及び価値、柳原白蓮が生活していたということから生じる文学的意義を持ち、近代和風建築物として県下でも有数の建築物であり、市においてもきわめて重要な歴史的文化的文化遺産であることから、市文化財に指定して保存・活用を図るために諮問したもので、審議の結果、市の指定文化財にすることについての答申が出されました。これを受けまして 9 月 26 日の教育委員会に議案として提出し、原案のとおり審議議決いただきましたので、今後告示の手続きを経て市指定文化財となります。これにより市指定の文化財は有形文化財が 17 件、史跡が 5 件、天然記念物 4 件の計 27 件となります。なお、今後旧伊藤伝右衛門邸につきましては、本年度中に国の登録有形文化財に登録を申請し、さらに修復工事終了後、平成 19 年度以降には国の重要文化財に指定を申請する予定であります。また、国の文化審議会は平成 18 年 9 月 15 日に開催されました同審議会の文化財分科会の審議議決を経て文部科学大臣に対し国登録有形文化財、建造物でございますが、これに本市所在の嘉徳劇場の登録について答申がありました。今回、全国で新たに 139 件の建造物が登録されましたが、この中で福岡県関連は嘉徳劇場 1 件でございます。以上合わせてご報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願ひます。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸内の松枯れについて」報告を求めます。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸内の松枯れについてご報告いたします。平成 18 年 8 月 22 日、旧伊藤伝右

衛門邸内の樹木剪定草刈等委託業者から「庭園の松2本が枯れており、さらに1本にも異常が認められる」という報告がございました。すぐに文化課職員が現地で状況を確認いたしました。庭園には10本の松がございました。枯れた2本は庭園の奥にあるもので、異常の認められた松は庭園の中央にある、池にかぶさるようにした松でございました。8月23日都市計画課職員、文化課職員、委託業者が現地で状況を観察し、専門家に樹木診断を依頼することにいたしました。翌24日、飯塚農林事務所林務課の配慮により福岡県森林林業技術センター専門技術指導員の診断を受けて、「松食い虫による被害で2本については回復が難しく、木の勢いのない樹勢のない松についてもすでに松くい虫が侵入している可能性が高く、治療するように」という指導を受けました。県の樹木医と連絡を取り、9月1日、松くい虫の治療に実績のある権威ある樹木医に診断を受けましたが、「松2本は枯れており、樹勢のない松については回復が難しい。さらに残りの松についても松くい虫が侵入している可能性が高い」との診断結果でございました。そのため、9月2日、樹勢のない松を含め、残りの松7本、計8本について松くい虫を殺す薬を木の幹に注射するとともに、九州大学と九州電力総合研究所で開発された1万8000ボルトの電流を流して松くい虫を殺し、樹勢を活性化させる方法で8本の松について治療を実施いたしました。樹木医の診断によりますと、7本の松については松くい虫による枯れは防げるということでもございましたが、樹勢のない松については回復の可能性は極めて少ないということでもございました。現在も葉枯れが徐々に進行している状況でございます。松に散水することで樹勢が回復する場合もあるという樹木医の意見を聞きまして、雨の日を除き毎日水をかけ現状を観察しております。万一枯れた場合には庭園の景観について影響が大きいため、関係者と協議し、どういった対応をするか今後検討していきたいというふうに考えております。なお、伊藤邸の国登録文化財への登録、及び、国重要文化財への指定について影響を及ぼすものではないということも申し添えて報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「歴史資料館開館25周年記念九州の茶陶展の開催について」報告を求めます。

○ 文化課長

歴史資料館開館25周年記念九州の茶陶展の開催についてご報告いたします。平成18年10月19日から11月26日まで飯塚市教育委員会主催で歴史資料館開館25周年記念九州の茶陶展を資料館で開催いたします。地元筑豊が発祥の地である高取焼、上野焼をはじめ、佐賀県の唐津焼、熊本県の八代焼、小代焼、鹿児島県の薩摩焼、山口県の萩焼など多くの茶陶が生まれております。本展覧会では江戸時代の茶陶の名品を紹介し、合わせてそれらの源流である朝鮮半島の茶碗、さらに伝統技法を継承している現代の茶陶の秀作約100点を展示公開いたします。関連イベントとしまして、会期中に九州の古陶磁や高取焼について著名な専門家を招いた講演会を実施して、九州の茶陶や高取焼の魅力と重要性を紹介いたします。このほかに来館者に展示作品についてわかりやすく解説する展示説明会や一般の方を対象にした茶席、それから小中学生を対象にした子ども茶会を実施いたします。詳細につきましては別紙要綱のとおりでございますので省略させていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「スクールガードリーダーの配置について」報告を求めます。

○ 教育部総務課長

スクールガードリーダーの配置につきましてご報告申し上げます。学校安全体制の整備充実を図るため、文部科学省の委嘱事業でございます。地域学校安全指導員活用推進事業を本年の4月に県を通じまして申請をしておりましたところ、7月上旬に事業採択を受けましたので、7月10日から10月31日までの日程で事業を実施いたすことにいたしております。この事業は警察官OB4名を防犯の専門家として派遣していただきまして、各小学校へ配置し、通学路を始め校内や校区を定期的に巡回して警備のポイントや改善すべき点などについての安全指導をしていただくもので、派遣方法は各小学校へ週1回の割合で派遣をしていただきまして学校の安全管理の一層の充実に向けて取り組むものでございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「中学校生徒による教師に対する暴力行為について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

中学校生徒による教師に対する暴力行為についてご報告申し上げます。事件の概要として、飯塚署は平成18年8月4日飯塚市内の中学男子生徒を傷害容疑で逮捕いたしました。この事件は去る6月28日水曜日の午前11時半頃、授業中に帽子をかぶって授業を受けていました生徒に対して、脱ぐように数回注意をし、帽子を脱がした男性教諭32歳の顔面を殴り、3週間の怪我を負わせた容疑の事件でございます。教育委員会といたしましては6月28日に事件の報告を受け、6月30日に学校訪問を行い、校内の日常的な生徒指導体制、及び指導内容の確認をし、今後の指導のあり方について指導助言を行ったところでございます。その後指導主事を定期的に派遣して当該校と連携した取り組みを継続して行ってきたところでございます。また、学校の方でも事件発生後から度重なる職員会議を開催し、事実確認、今後の手立て等についての話し合いを進めながら学校の正常化に向けて取り組んでいたところでございます。さらにPTAにおきましても、委員会、理事会、役員会などを開催し学校とともに生徒指導の充実を図るために協力をいただき、連携をして取り組んでいたところでございましたが、8月4日の逮捕という事態になったところでございます。また、補足といたしまして中学男子生徒が傷害容疑で逮捕された後の経過について、あわせて報告を申し上げます。逮捕された後、男子生徒は家庭裁判所の審判が終了する期間適切な施設で過ごすことになりましたが、その間に学校長を始め担任、被害を受けた教師を含め、多くの教師が面会に行き、男子生徒との信頼関係づくりが行われてまいりました。最終的に9月7日木曜日の家庭裁判所の審判には、保護者、校長3人が立会い、その結果、保護観察処分となり、家庭の方へ帰ることができました。また、男子生徒は9月11日の月曜日より学校へ登校することとなり、当日は父親と二人で登校し、服装もきちんとし、落ち着いた様子でございました。なお、当該男子生徒の登校当日には、教育長を始め関係職員で学校訪問を行い男子生徒、学校全体の様子について話を伺ってきたところでございます。現在、学校での当該男子生徒はがんばって授業も受け、努力をしているところでございます。そして、今回の中学生生徒による教師に対する暴力行為について、当該中学校の生徒はもちろんのこと、当該生徒の学校復帰後のアフターケアに向けて今後も学校と十分連携を取り合い、指導に努めてまいりたいと考えております。また、各学校におきましても事件・事故が発生する前の事前予防の生徒指導に一層力を入れていくとともに、教育委員会で作成いたしました事件事故等の対応マニュアルを課内で周知徹底し、指導体制、及び連絡体制を確立し、信頼回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず、この事件が発生したのが6月28日。今日は9月27日です。3ヶ月過ぎています。話を今聞きましたら、すべてが終わっている。今後はこのようなことがないように努力してまいりたい。ですね。正式な委員会に報告をするのは今日しかないだろうと思うんです。発生から3ヵ月後しかなかったんだろうと思います。しかし何らかの形で委員会なり、あるいは公式でなくても非公式においてでも、委員会なり委員なりにこのようなことについての報告をすべきでなかったのか。と言いますと、あなた方は正式な委員会は「今日しかありませんでしたので今日しか報告する場がありません」と言われるかも知れませんが、そんなことはないでしょう。かならずしも正式な委員会でもなくても結構なんですから。別のいろんな方法でいろんなやり方で委員会なり委員に報告する場合は、私はあったと思いますよ。その3ヶ月間の間に。ということをまず申し上げておきます。まず事件が6月28日に発生してその日のうちに教育委員会は学校から報告を受けた、ということになっております。どなたがどなたから報告を受けたのですか。

○ **学校教育課長**

当該校の学校長より教育委員会の生徒指導の担当の指導主事が受けております。

○ **永露委員**

その日はそれで終わったんですか。

○ **学校教育課長**

夕方電話連絡をいただきました。それから22時半に内容等を記載した報告書をいただきました。

○ **永露委員**

それは学校教育課長が連絡を受けたんですね。

○ **学校教育課長**

電話連絡は指導主事が受けました。それから報告書は課長補佐が受け取っております。

○ **永露委員**

ということはその時点では課長は報告は受けていないということになりますか。

○ **学校教育課長**

私もその事実は電話連絡も、それから報告書も承知しております。

○ **永露委員**

6月28日の事件当日、発生当日に学校長から教育委員会、課長まで報告があったという今、お話ですよ。で、そのことをこの資料によりますと、教育長なり部長が事件の詳細を報告されたのは7月7日ということになりますが、10日間あるんですけれども、この10日間の間には部長なり教育長には報告はされなかったんですか。

○ **学校教育課長**

質問者の言われるとおり、報告は7月7日まで正式にはしておりませんでした。

○ **永露委員**

なぜですか。

○ **学校教育課長**

理由にはならないと思いますが、その期間文教委員会、委員会等がありまして、その対応に追われていた、というのがありまして、本当は理由に全くならないと思います。完全に報告を怠っていたことだと思います。申し訳ございません。

○ **永露委員**

ということは、あなたはこの報告を事件発生当日に報告を受けて、結果として10日間教育委員会の最高責任者である部長なり教育長に報告しなかったということは、この事件性についての認識がそこまでする必要はなかった、というふうに判断されたのですか。それとも、報告するのを忘れていたのですか。どちらなのですか。

○ **学校教育課長**

報告をしないでもいいとかいう判断はしておりません。ただ、詳細についてまだ把握をしておりませんでしたし、それから 6 月 29 日の日に被害を受けた男性教諭が被害届を出したということでしたのでそういったこと等の確認等に追われておりまして、7 月 7 日に報告をしたという次第でございます。

○ **永露委員**

今言われましたように、事件発生翌日 6 月 29 日に被害者男性教諭は被害届を警察署に提出をしております。そのことを確認したのはいつですか。

○ **学校教育課長**

6 月 29 日でございます。

○ **永露委員**

そういう、例えば生徒による教師に対する暴力等が行われ被害が出て、その被害を提出したその事実をつかんだのは 29 日ですね。29 日にあなたはもうその事実を把握されたわけですか。それにもかかわらず 9 日間、10 日間なり、そのことを部長なり教育長に報告しなかったのはなぜですか。

○ **学校教育課長**

そのことにつきましては、先ほど申し上げましたように、私の報告を怠っていたからだと思えます。

○ **永露委員**

あなたはどのような立場におられるんですか。ご自分の立場をどのようにお考えですか。

○ **学校教育課長**

飯塚市 34 校の学校のいろんな指導・助言にあたる、一応、課のトップだというふうに認識はしております。

○ **永露委員**

それと同時に、教育委員会の中にあってもいわゆる中間的な立場で、現場と教育長なり部長なりをつなぐ役目をされてあるんじゃないんですか。その一番大事なことをあなたはご自分の意思でされたのか、忘れるとか、しなくていいとかいうことじゃないと思うんですけども、その重大なことをトップに上げなかったということは、どうも理解が出来ないんですよ。いかがでしょうか。

○ **教育部長**

これにつきましては、7 月 7 日に報告を受けたときにも課長にも言いましたけれども、ハウレンソウ、いわゆるハウレンソウ。行政内部ではそういったことは基本である、ということは厳しく申し伝えたところでございます。先ほど課長も言いましたように、ちょうどその間議会あるいは予算特別委員会等もございまして、かなりわれわれもそのことばかりを常に連絡を、打合せをしていたという状況もございました。それにつきましては完全に失念しておったということでございます。言い訳は出来ないと思っておりますけれども、そういうことでございます。

○ **永露委員**

それと被害を受けた男性教諭が事件発生の翌日に被害届を出しております。非常に早い判断をなされたわけですね。これはご本人が、ご本人の問題として警察に被害届を出されたのですか。

○ **学校教育課長**

この件につきましては、本人がまず 29 日に最寄の交番に相談に行かれているのが最初です。そのあと、学校長あるいは職員会議の中でこの被害届を出す・出さないについては論議をされて、その最終的な結果として被害届を飯塚警察署の方に出した、というふうに報告を受けてお

ります。

○ 永露委員

そうしますと、男性教諭は 29 日被害を受けたことに対してどのようにすべきなのか、ということ当該学校で校長を含め、当該学校で協議をされ、その協議をされた中でやはりこれは被害届をきちっと出すべきであろう、という結論に至ったと思うんですね。で、そのことの報告を当該学校校長から教育委員会が受けたのは、いつですか。

○ 学校教育課長

正確な時間はちょっとあれですけども、29 日の夜だったと思います。

○ 永露委員

としますと、28 日に起き、29 日に被害届を、そういうことに対してどうすべきかということ、学校の中で校長を含め話し合いをされ、学校の中では「被害届を出すべきであろう」という結論に達し、そしてその日の夜に教育委員会、あなたにですか。教育委員会どなたにですか。あなたにですか。教育委員会に学校から報告があった、ということですね。29 日の夜に。そういう事態になっても、そういうことまで来ても、まだ上に報告しないでいいと思ったんですか。それも忘れておったんですか。そういう事態になってもまだ、先ほど部長が言われた失念ですか。失念といわれたんですけども。失念がどういう意味か分かりませんけどね。まだする必要はないというふうに考えたのですか。それともしなきゃいけないというのを忘れておったんですか。

○ 教育部長

先ほども言いましたように、学校教育課長ならびに課長補佐、職員については、学校と緊密な連絡を取ってから、対応に一生懸命やっておった、ということは後ほど聞いております。そういったことからやはり頭の中でそういった報告といった基礎的なものは忘れておった、ということでございます。それ以上でもございませんし、それ以下でもございません。

○ 永露委員

そういう答弁であれば質問をやめます。

○ 原田委員

原田でございます。刑事法というか、こういう被害届の時期なんですけど、この辺も私はよく分からないんですが、被害届を出したのが 6 月 29 日ですよ。で、傷害容疑で逮捕したのが 8 月 4 日と。かなり期間が開いているように思いますが、この間、何かの推移があったんですか。ちょっとお尋ねをいたします。

○ 学校教育課長

この間ですね、先ほど報告しましたように、指導主事等を派遣した際に学校の様子等を聞いている限りはですね、「逮捕までに至る経過はないであろう」というふうに学校側も教育委員会もそういうふうに思っておりました。行ったときにですね、学校の掲示板がきちっと貼ってあるだとか、子どもたちがきちっと登校しているだとか、そういった生徒の姿があったんですね。それから当該男子生徒に対しましても、家庭訪問が繰り返されたり、学校に来てからの対応とか、それから抽出しての授業とかそういったものが取り込まれていましたので、どういわけか僕らも正直 8 月 4 日の逮捕に至ったときには、正直言いまして、啞然としたんですね。びっくりした状況がございました。

○ 原田委員

びっくりされたのは分かるんですけどもね。ただ、そういった指導その他があったわけですね、その生徒に対しては。で、なおかつそれながら今、教育課長の答弁でお聞きしますと、「突然のごとく逮捕が出てきた」と。ちょっと不自然じゃないかなと思うんですよ。なにかそのあたりで被害届を出された先生方に、これはたぶん個人で出されたのかそれとも連名で出されたのかちょっと分かりませんが、そのほかの何か被害届を出された側の動きがあったの

かどうか、というのを私はお尋ねをしたかったのです。答弁を求めます。

○ 学校教育課長

被害届を出された男性教諭は、その後の動きは全くございません。それが8月4日に逮捕されましたその後にはですね、すぐ私と学校長とで飯塚警察署の担当課長のほうに会いに行ったんですね。そのときの担当課長が言われるには、「医師の診断書が3週間というのが出ている。警察の方では4週間は最大な、大きな怪我だというふうに捕らえている。3週間というのはそれに近い状況がある」ということが1点言われました。それから2点目が「その前年度に、ある中学校のほうで同じような教師に対する対教師暴力がありまして、そのときも生徒をきちっと確保して、その後、その生徒が更生している状況があるというようなことで、この生徒に関しても緊急にきちんとせないかん、という判断をして対応した」というようなことを担当課長のほうから8月4日の逮捕後に、直接お伺いいたしております。

○ 原田委員

逮捕の経過までは分かりました。結局3週間の怪我というのがそういった逮捕につながったというように理解をいたしております。こういった校内暴力というか教師に対するものというのは過去にもあったわけですよ。仮にそれが1週間程度であれば極端な話こういった問題にもならないで、そのまま闇から闇にいったということも中にはあったんであろうと思います。しかしながら今回こういったものが明らかになって、この後の全校集会とかPTAの対応とかこういったものがなされておるわけですよ。これを契機にですね、やはり目に見えない部分もきちっとした対応をやって、ただマニュアルを作ればいいというもんじゃないと思うんですよ。具体的なところでですね、本当に根幹からやり直していただきたいと思います。それからもう1点、私のほうからも言わせていただきますけれども、6月28日事件があって、7月3日には当文教委員会が開催されているわけです。永露委員がさきほどからおっしゃっていますけれども、無理な話ですよ。7月3日に文京委員会があってですね、学校教育課長もここに出席されてあったわけですよ。当然そのときは学校教育課長と課長補佐お二人だけのご存知だったと。というふうに理解していいわけですか。ちょっと確認をさせていただきます。

○ 学校教育課長

質問者の言われるとおりのことです。

○ 原田委員

やはりですね、これは委員会軽視とも取れるんです。7月3日に委員会があって、いろんな報告事項もありますでしょう。そのなかに経過説明よりも、まずは「こういったものが今問題として起こっております」ということをやっぱりこれ言っていたらいいかなとイケないですね。今永露委員が先ほど言われましたように、もう既に3ヶ月です。結果も終わっております、対応も終わっております。これ事後報告というのはですね、やっぱり一番まずいことですよ。ぜひこのことを、やはりご自分の立場をご理解いただいて、連絡を密に取っていただきたいと思います。以上で終わります。

○ 佐藤委員

引き続きまして質問させていただきます。教育委員会の対応を見ていると、「報告を受けるだけ」と。いつも私PTAとかしている関係で、そういう対応だけなんです。いろいろな学校で問題がある。教育委員会は報告をするだけ。中に入って指導とかそういうものを具体的にどうやってしていただきたらいいかという疑問が今1点ですね。それと、今後そういう部分をもっと変えていただきたい。それと「今後教育委員会として」とありますが、「暴力行為について生徒の指導とアフターケア」というマニュアル。それは当然のことなんです。なぜこういう問題が起きたか。こういう背景には先ほど永露委員が質問されていました保護者の問題があると思います。そして先生の問題もあります。先生もひどい先生がいらっしゃいますもんね。妊娠中だからおなかが減る。3時間目の休みにおなかが減ったからといって、児童に「牛

乳を給食室から取って来い」とかいう先生もいます。びっくりされるけど現実です。身近な問題ですよ。それと小学校1年生の担任が言うことを聞かん、とってその児童を外に出して鍵を閉めて中に入れない。そういう教師もいらっしゃいます。びっくりしたような顔をされるかも分らんけど、そういう実態をやっぱり把握してですね、やっぱ子どもたちを育てないかん。こういう問題をこのことを契機に教育委員会として、飯塚市として、どう教育に取り組むか真剣にですね、やってほしい。こういう報告事項でも教育長にも遅いですね。そういうことをされれば怠慢としか言いようがありません。その辺を、これを機にきちんとしていかれる意思をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 教育部長

先ほどからご答弁申し上げますように、確かに今、委員がいわれるとおりでございます。やはり行政というのは上から下まで連絡を密にして、常に情報を共有する。しかるべきときに情報を発信するというのが基本でございますので、これを契機にきちんとして教育委員会の中でも再度確認しまして、今後このようなことが起こらないように努力してまいりたいと思っております。

○ 本田委員

中学校生徒による教師に対する暴力行為についての文教委員会の提出資料がありますが、教育委員会の対応として、今ある教育委員会や学校教育課の対応を見ていますと、「まったく鈍感だ」としか言いようがないですね。2枚目。危機管理対応マニュアルの再確認ですね。「学校に対しての」じゃなくて「教育委員会や学校教育課自身」の危機管理対応マニュアルが必要ではないですか。いまの説明を聞きながら本当にそのことを実感しました。1枚目。報告によると「荒れの状況は見られず校内の環境整備をしっかりとされ生徒もまじめに授業に参加し部活動や生徒活動に積極的に参加している生徒の姿が見られた」。このような学校教育活動をやられているのにですね、今回のような暴力行為が起こったその辺の背景なりですね、原因なりですね、そのあたりをやっぱり真剣に考察するなり検討することがですね、まず子どもたち一人ひとり人間、人格を持った人間として、まずその辺をやっぱり学校の教師集団なり学校教育、教育委員会一体となってですね、そのあたりを考察したり検討することが、まず私は大事なことじゃないかと思いますが、その辺はずいぶんなされたんですか。

○ 学校教育課長

はい、報告の点を除きましては十分内容等についても検討いたしまして、この当該学校の情報共有だとか生徒指導体制。要するにAという先生とBという先生と同じ生徒指導に対する考え方とかいうことについてですね、若干の差があったり行動の差がありましたので、そういったことについてきちんとして情報を連携してください、あるいは行動を連携してください、要するに同じ行動をとってくださいというような指導がまず一番最初に行ったところですよ。それからあとは経過的にその後の経過をきちんとして1週間に1回ずつ報告を受けてました。それにまた指導主事を週に2回から3回派遣してその事実と本当に合っているかどうか。途中生徒指導委員会というのが当該中学校で何回か開催されていまして、その中にも、うちの生徒指導主事を入れてですね、どういう内容でどういう方向性をもって今後取り組もうとしているか、そういうような把握も行っていただいております。

○ 本田委員

1枚目ですね。6月29日木曜ですね、学年集会を開いてですね、生徒の前で学校側から訴えられるとありますね。その訴えに対して生徒たちはどんな受け止め、どんな反応をしたのですか。つかんでありましょか。

○ 学校教育課長

訴えた後の生徒の反応あるいは態度・行動そういったことについての把握までは残念ながらしておりませんでした。

○ 本田委員

今後ですね、児童生徒にはその辺が大事なところじゃないかと思うんですよ。それを早速学校教育課で早速活かしていると。そうした取り組みをしていくということは私は大事なことではないかなと思います。最後ですが、2枚目にですね、7月19日水曜日。田川の工藤氏を呼んで、生き方に学ぶとして講演をされておりますね。その講演が終わった後、当該生徒と工藤さんが対面して直接に話し合われておりますよね。大変これは大事なことだろうと思います。そこでの当該生徒の受け止めとかですね。今までの学習態度とか生き方とかそういったところで変化とかそういうものを感じ取られたでしょうか。

○ 学校教育課長

この工藤氏との個別に話をする機会を設定していただいたということで、この点につきましては、きちっと話を伺っております。本人も「ああ、こういう人が自分たちの近くにおったんだ」ということを、非常にびっくりしたのと感銘を抱いておったようです。できれば工藤さんがされてある塾があるんですね。「そこにもぜひ顔を出してみたいな」というようなことも行っていたように聞いております。

○ 深田委員

今、学校に対する教師に対する暴力行為が問題になっておりますが、過去万引きをしたというのを、取られた方が「どここの生徒の誰々が取った」ということを学校に言ってこられた、という経過があります。「それを警察に言ってくれ」って校長先生に言われたと思うんですが、生徒を万引きしたり暴力をしたりしたときに、全部警察に教育委員会としては届けるべきと思っておりますか、届けないで生徒指導をされるべきだと思っておりますか、お尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休憩 11:52

再開 12:00

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

子どもの将来性を十分検討いたしまして、教育委員会といたしましても各学校に指導を行ってまいりたいと考えてますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○ 教育長

教育長です。今の事件万引きの話がございましたけれども、万引きという行為はやっぱり犯罪行為だというふうに私は受け止めております。いろんなケースがあるかも分かりません。だから、それそのものについてはいろんな場面場面で考えつつ、「やっぱり警察に届けられないかん」という判断とったときには届けるし、「指導で十分だ」という判断をとれば指導ということになるだろうと思っております。そういうケースがあると思っております。これは今度の中学校の事件の場合も私はそういうふうな判断に立たなければいけないし、立って教育委員会としては判断したというふうに考えております。ちょっとさかのぼったことに対する全体的な私自身の考え方も含めてでございますけれども、確かに6月28日に事件が起こって、7月7日に報告を受けるという、その間10日間ぐらいの間の学校教育課長としての私に対する報告の遅れについてはこれはもう誰がなんと言ってもその事実は事実ですから、それに対して私も「何でそういうことをもっと早く言わなかったのか」という指導はやりました。でもその間、ちょうど初めての議会ではばたばたしておった、というような理由にならない理由なんです、私も学校教育課のほうには出入り何回かして、議会対応も含めてですね、職員がばたばたしていることも知っていました。当該校の校長が来ていろいろ話していることも知っていました。でも詳しくは

中に入ってその時点では聞いておりませんでした。でも「何かあったのかな」ということは感じておったわけで、もっとそのときに私のほうで積極的に「何があったんだ」ということで聞いてそしてそれに対する対応策を言っておけば、もっと早く察知することが出来たんだと思いますけれども、そういうふうに7日の日に聞いたときには、「何で早くきちっと知らしてくれなかったんだ」ということで課長を指導しましたけれども、そういう面から考えますと、課長だけじゃなくて、私のほうも積極的に中に入って聞いておけば、もっと早く知り得たんだ、ということを思いますし、そのことについては、私自身も反省すべき点が大いにあったというふうに考えております。それからもう一つですね、7日の日に話を聞いてですね、そして学校の課長ないし課長補佐が学校長に対して、指導主事もおりますけれども、いろいろ指導したことについては、聞く中では、かなり適切な指導をやった、というふうに私自身は思っております。せいっぱいの段階で関わってきたというふうに思ってますし、関わったことについてはそれ自身に対して私自身はあまり内容的なもので指導すべきことは「私であっても同じようなことをやったのかな」というくらい、やってくれたというふうに思っておりますし、その辺ではそういう報告ミスはあったものの、対応については、その後の対応についてもいろいろ考えてやってくれたというふうに思っております。それともう一つは、先ほどの永露委員の質問のときにもちょっと答えたんですけれども、私も学校の教員も守らなくちゃいけない、という立場ですね。今度の場合、かなり挑発的な行為があったんですよ。授業中に帽子をかぶっておって、「帽子を脱ぎなさい」と言ったのに、何回注意しても直らない。なおかつしようとしたら「帽子を脱いだらくらすぞ」というようなことを相手から言われているんですよ。その当該教員がですね。なおかつそれでも脱いだんですよ。だから叩かれたんですけれども。授業中にそういう行為があったらいけない。それは絶対許しちゃいけない行為だというふうに思っています。「もしそのときにそれも教員が見過ごしたら、どういうふうになったのかな」ということを裏返して考えたりもしました。もしそれを許したらたぶんこれから先の学校の教員の子どもに対する指導が全くできなくなる。そういう状況が当然想像されるわけですね。そういうことはあってはいけない、というふうに思います。そういうことを考えますし、それから当該の子どもも当然のことながら当該の子ども以外の子どもたち、聞く範囲では、私も行っても非常に活発に元気にいろいろ活動している学校なんですよ。それを見るときに、やっぱりその子達を守らなきゃいけない、というのも学校の教員の仕事になるでしょうし、われわれも当然あるわけですよ。ですから当該の子ども以外の子どもたちを守らなきゃいけない、というのも私たちの仕事だと思ってます。あわせて当該の該当する子ども。その子に対して「何が一番この子にとっていいのか」という判断も当然のことながら、われわれはやっていかなきゃいけない。そういう中で今度の一連のかかわり方というのは当該の子どもにとって、今度帰ってきての子どもの姿を見て、ということになるかもわかりませんが、やはり許されない行為はやっぱり許されないという行為で、学校の限界を超える、それまではいろんな指導がなされてきているわけだし、学校の中でも本人だけじゃなくてそれ以外にも何人かそういう、近い行為をしている過去がずっと学校の中であって、職員の中では何回も何回もそういうことについての話し合いがなされてきて、そのあげくの最終的な「被害届を出すかどうか」の判断だったというふうに聞いておりますし、出すときに、私のほうも話を聞いて、私はそういうふうに判断したんですけれども、十分に検討してくれるように、というようにことですね、出すときの話は教育委員会の方からも、学校の方には、「被害届を出すに当たっては十分内容を検討して出すように」ということで話した、というふうに聞いておりましたし、そういうことでやってきた今度の一連の事件だったというふうに思っております。いろんなミスがあったことは十分反省し、今後そういうことがないような努力をしていかななくちゃいけない、というふうに思っておりますし、これを教訓にして、そのことについては、当該校はもちろんですけれども、その他の学校についても十分な指導なりはしていきたいし、現にもう校長会、教頭会等の中でもこの事実

をみんなの前に出しながら、これから先の学校としての対応の仕方等々についても話をしてきたところです。事件が起こって3ヶ月、という期間何ら報告をしなかったという、そういうことも反省も含めながら、これを教訓にして二度と起こらないように、そういう言葉をぽろっと吐いていいのかどうか私自身も非常に心配はあるわけですが、気持ちとしては教訓にして今後学校に対する指導を学校と一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、最後になりましたけれども、そのあたりご理解いただきますようお願いしまして、私の回答といたしましょうか、そういう言葉に変えさせていただきたいと思えます。

○ 深田委員

いろいろ難しい質問をして申し訳ありません。ただ、この32歳の男性教諭が病院に行かれて4週間ですかね、3週間の診断書をもらわれたということですが、学校には3週間休暇をなさってたんでしょうか、それともいつごろから出校されてたんでしょうか、ちょっとそれを参考までに教えてください。

○ 学校教育課長

病院に行かれた、あくる日から学校には来ておりました。

○ 深田委員

交通事故のときなんかそうですね、相手が相手を陥れるやないけど、事故のときの対話とかがあつてですね、私もよくぶっかけたりして、「このごろ運転やめれ」てみんなから言われておりますが、何週間までの診断書だったら免停が来ない、とかマニュアルがあるんですよね。それで、お医者さんが書かれるのは、明日から働かれるのに3週間の診断書を出されるのも私はちょっと大げさに書いてあるんじゃないかな、という気がするんですよね。3週間じゃなかったら、私は、新聞沙汰になるというのはやっぱり飯塚市のイメージダウンになりますし、生徒の将来もありますので、そここのところをやっぱりちょっと、どれぐらいからが新聞に載るかもよく研究して今後いただいて、そここのところをよろしく、将来の生徒のために十分考えるといわれているところを甘味されて、十分警察に言われるときも新聞沙汰にならないように、飯塚市自体の学校教育のイメージダウンにもなりますので、よろしくおねがいします。これは要望でございます。終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成19年度飯塚市立幼稚園園児募集について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

平成19年度の飯塚市立幼稚園園児募集についてご報告申し上げます。平成19年度飯塚市立幼稚園園児募集につきましては、私立幼稚園の園児募集が始まる11月を前に、10月20日までを募集期間とする予定でございます。なお、申し込みにつきましては、幸袋幼稚園、庄内幼稚園、颯田幼稚園、本庁、及び各支所の教育委員会分室で受付をいたします。各園とも、合併前の受け入れ人員や園舎や教室の広さなど、各園差がありますが、各園の募集人員につきましては、幸袋幼稚園が3歳児20名、4歳児50名、5歳児50名の合計120名。庄内幼稚園が3歳児25名、4歳児30名、5歳児30名の合計85名。颯田幼稚園が3歳児30名、4歳児35名、5歳児35名の合計100名。各園とも優先枠を設けますが、募集人員を超えた場合は抽選を行います。また、颯田幼稚園、庄内幼稚園でも平成19年度より預かり保育を実施する予定にしております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。
(閉会) 12:13